



2022年2月25日

各 位

会社名 ベ ル ト ラ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 二木 渉
(コード番号：7048 東証マザーズ)
問合せ先 取締役Headquarters
Division Director 皆嶋 純平
(TEL. 03-6262-5481)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2022年2月25日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第32回定時株主総会に下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社といたしましては、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。但し、あくまで選択肢を広げる趣旨の定款変更であり、実際に完全電子化による株主総会を開催する際には、慎重に議論のうえ決定いたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置

をとる旨を定めるものであります。

- ② 変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 18 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会の招集）</p> <p>第 12 条</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>（株主総会の招集）</p> <p>第 12 条</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（株主総会の招集に関する経過措置）</u></p> <p>第 1 条</p> <p><u>第 12 条（株主総会の招集）の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）および経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第 18 条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第 18 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>第 2 条</u> 1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 18 条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年3月25日（金）
定款変更の効力発生日	2022年3月25日（金）

なお、現行定款第12条、変更案第12条及び変更案附則第1条の定款変更の効力は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

以 上